

浜松市公告第239号の3

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定による予防接種を行うので、
予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により次のとおり公告し、
令和8年4月1日から施行する。

令和8年4月1日

浜松市長 中野 祐介

1 ロタウイルス

(1) 対象者の範囲

次に示すワクチンの種類ごとに規定する者

ア 経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチン（ロタリックス）

出生6週0日後から24週0日後までの間にある者

イ 5価経口弱毒生ロタウイルスワクチン（ロタテック）

出生6週0日後から32週0日後までの間にある者

(2) 期間

通年

(3) 接種場所

浜松市委託医療機関

(4) 注意すべき事項

予防接種に関するお知らせ文書をよく読むこと

2 Hib

(1) 対象者の範囲

生後2月から生後60月に至るまでの間にある者

(2) 期間

通年

(3) 接種場所

浜松市委託医療機関

(4) 注意すべき事項

予防接種に関するお知らせ文書をよく読むこと

3 小児用肺炎球菌

(1) 対象者の範囲

生後2月から生後60月に至るまでの間にある者

(2) 期間

通年

(3) 接種場所

浜松市委託医療機関

(4) 注意すべき事項

予防接種に関するお知らせ文書をよく読むこと

4 B型肝炎

(1) 対象の範囲

1歳に至るまでの間にある者

ただし、母子感染予防による保険適用を受けた者を除く

(2) 期間

通年

(3) 接種場所

浜松市委託医療機関

- (4) 注意すべき事項 予防接種に関するお知らせ文書をよく読むこと
- 5 5種混合（ジフテリア・破傷風・百日咳・不活化ポリオ・ヒブ）
- (1) 対象者の範囲 生後2月から生後90月に至るまでの間にある者
- (2) 期間 通年
- (3) 接種場所 浜松市委託医療機関
- (4) 注意すべき事項 予防接種に関するお知らせ文書をよく読むこと
- 6 4種混合（ジフテリア・破傷風・百日咳・不活化ポリオ）
- (1) 対象者の範囲 生後2月から生後90月に至るまでの間にある者
- (2) 期間 通年
- (3) 接種場所 浜松市委託医療機関
- (4) 注意すべき事項 予防接種に関するお知らせ文書をよく読むこと
- 7 3種混合（ジフテリア・破傷風・百日咳）
- (1) 対象者の範囲 生後2月から生後90月に至るまでの間にある者
- (2) 期間 通年
- (3) 接種場所 浜松市委託医療機関
- (4) 注意すべき事項 予防接種に関するお知らせ文書をよく読むこと
- 8 不活化ポリオ
- (1) 対象者の範囲 生後2月から生後90月に至るまでの間にある者
- (2) 期間 通年
- (3) 接種場所 浜松市委託医療機関
- (4) 注意すべき事項 予防接種に関するお知らせ文書をよく読むこと
- 9 ジフテリア・破傷風混合第1期
- (1) 対象者の範囲 生後3月から生後90月に至るまでの間にある者で百日咳に罹患したことがある者
- (2) 期間 通年
- (3) 接種場所 浜松市委託医療機関
- (4) 注意すべき事項 予防接種に関するお知らせ文書をよく読むこと
- 10 ジフテリア・破傷風混合第2期
- (1) 対象者の範囲 11歳以上13歳未満の者
- (2) 期間 通年
- (3) 接種場所 浜松市委託医療機関

(4) 注意すべき事項 予防接種に関するお知らせ文書をよく読むこと

1 1 BCG

- (1) 対象者の範囲 1歳に至るまでの間にある者
- (2) 期間 通年
- (3) 接種場所 浜松市委託医療機関
- (4) 注意すべき事項 予防接種に関するお知らせ文書をよく読むこと

1 2 麻しん・風しん混合第1期（麻しんまたは風しん単抗原第1期）

- (1) 対象者の範囲 生後12月から24月に至るまでの間にある者
- (2) 期間 通年
- (3) 接種場所 浜松市委託医療機関
- (4) 注意すべき事項 予防接種に関するお知らせ文書をよく読むこと

1 3 麻しん・風しん混合第2期（麻しんまたは風しん単抗原第2期）

- (1) 対象者の範囲 5歳以上7歳未満の者で小学校就学直前の1年間にある者
- (2) 期間 通年
- (3) 接種場所 浜松市委託医療機関
- (4) 注意すべき事項 予防接種に関するお知らせ文書をよく読むこと

1 4 水痘

- (1) 対象者の範囲 生後12月から生後36月に至るまでの間にある者
- (2) 期間 通年
- (3) 接種場所 浜松市委託医療機関
- (4) 注意すべき事項 予防接種に関するお知らせ文書をよく読むこと

1 5 日本脳炎第1期

- (1) 対象者の範囲 生後6月から生後90月に至るまでの間にある者
- (2) 期間 通年
- (3) 接種場所 浜松市委託医療機関
- (4) 注意すべき事項 予防接種に関するお知らせ文書をよく読むこと

1 6 日本脳炎第2期

- (1) 対象者の範囲 9歳以上13歳未満の者
- (2) 期間 通年
- (3) 接種場所 浜松市委託医療機関
- (4) 注意すべき事項 予防接種に関するお知らせ文書をよく読むこと

1 7 日本脳炎（特例対象者）

- (1) 対象の範囲 平成18年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた者で20歳に至るまでの間にある者
- (2) 期間 通年
- (3) 接種場所 浜松市委託医療機関
- (4) 注意すべき事項 予防接種に関するお知らせ文書をよく読むこと

1 8 ヒトパピローマウイルス感染症

- (1) 対象者の範囲 小学校6年生から高校1年生に相当する間にある女子
- (2) 期間 通年
- (3) 接種場所 浜松市委託医療機関
- (4) 注意すべき事項 予防接種に関するお知らせ文書及びワクチンの説明書をよく読むこと

1 9 R S ウイルス

- (1) 対象者の範囲 妊娠28週から37週に至るまでの妊婦
- (2) 期間 通年
- (3) 接種場所 浜松市委託医療機関
- (4) 注意すべき事項 予防接種に関するお知らせ文書及びワクチンの説明書をよく読むこと

2 0 麻しん・風しん混合第5期（風しん単抗原第5期）

- (1) 対象者の範囲 昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性のうち、平成31年3月15日以降に公費助成により接種していない者
ただし、風しんに係る抗体検査を受けた結果、十分な量の風しんの抗体があることが判明し、当該予防接種を行う必要がないと認められる者を除く
- (2) 期間 通年
- (3) 接種場所 浜松市委託医療機関
- (4) 注意すべき事項 説明書をよく読むこと

2 1 肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）

- (1) 対象者の範囲 ア 65歳の者
イ 60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限され

る程度の障がいをもつ者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がいをもつ者

- (2) 期間 通年
- (3) 接種場所 浜松市委託医療機関
- (4) 注意すべき事項 説明書をよく読むこと
- (5) 備考 ア 接種の可否及び必要性をかかりつけ医と相談のうえ接種すること
イ (1) アに該当する者は接種の際に浜松市が発行する接種券を持参すること

2.2 带状疱疹（高齢者がかかるものに限る。）

- (1) 対象者の範囲 ア 年度内に65歳を迎える者
イ 年度内に70、75、80、85、90、95、100歳を迎える者。
ウ 60歳以上65歳未満の者であって、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がいをもつ者
- (2) 期間 通年
- (3) 接種場所 浜松市委託医療機関
- (4) 注意すべき事項 説明書をよく読むこと
- (5) 備考 ア 接種の可否及び必要性をかかりつけ医と相談のうえ接種すること
イ (1) アに該当する者は接種の際に浜松市が発行する接種券を持参すること

2.3 インフルエンザ（高齢者がかかるものに限る。）

- (1) 対象者の範囲 ア 65歳以上の者
イ 60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障がいをもつ者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がいをもつ者
- (2) 期間 10月1日から翌年1月31日
- (3) 接種場所 浜松市委託医療機関
- (4) 注意すべき事項 説明書をよく読むこと
- (5) 備考 接種の可否及び必要性をかかりつけ医と相談のうえ接種する

こと

2.4 新型コロナウイルス（高齢者がかかるものに限る。）

- | | |
|-------------|--|
| (1) 対象者の範囲 | ア 65歳以上の者
イ 60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障がいをもつ者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がいをもつ者 |
| (2) 期間 | 10月1日から翌年3月31日 |
| (3) 接種場所 | 浜松市委託医療機関 |
| (4) 注意すべき事項 | 説明書をよく読むこと |
| (5) 備考 | 接種の可否及び必要性をかかりつけ医と相談のうえ接種すること |